

ロシア連邦

連邦法

連邦法「ロシア連邦の産業政策について」の改正について

国家院（下院）採択 2023年12月15日

連邦院（上院）承認 2023年12月22日

第1条

2014年12月31日付連邦法第488-FZ号「ロシア連邦の産業政策について」（ロシア連邦法令集、2015、No. 1、掲載番号41；2016、No. 27、掲載番号4298；2018、No. 27、掲載番号3943；2019、No. 31、掲載番号4449；2022、No. 18、掲載番号3016；No. 29、掲載番号5235；No. 41、掲載番号6952；No. 50、掲載番号8790；2023、No. 25、掲載番号4434；No. 31、掲載番号5797；No. 32、掲載番号6183）に以下の変更を加える：

第3条において：

a) 第7項の「ロシア連邦領内で生産された製品および」という文言を「ロシア製の産業製品、」という文言に差し替える；

b) 以下を内容とする第7項の1および第7項の2を追加する：

「7の1）ロシア製産業製品ーロシア連邦領内、ロシア連邦の大陸棚およびロシア連邦の排他的経済水域で生産された、本連邦第6条第1項第2号にしたがってロシア連邦政府によって承認されたロシア製産業製品生産確認判定基準に適合する産業製品で、それについての情報が本連邦法第17条の1にしたがってロシア製産業製品リストに記載されているもの；

7の2）ロシア製産業製品の生産者ーロシア連邦領内、ロシア連邦の大陸棚およびロシア連邦の排他的経済水域で産業製品の生産を行っている法人、個人事業主で、それらに対する情報がロシア製産業製品リストに記載されている者；」；

c) 第11項の「連邦国家情報システム」という文言のあとに「、ロシア連邦の産業政策実現のための情報・技術支援のために構築された」という文言を追加する；

d) 以下を内容とする第24項を追加する：

「24）産業製品のデジタルパスポートーある種類の産業製品の識別パラメータの総体で、当該製品の生産者、その技術・運転・機能特性指標および特徴についての情報、当該製品に適用される基準についての情報、ロシアのおよび国際的な分類体系、カタログ（それが存在する場合）における当該製品のコードを含み、産業製品を特定し産業商品についての正確な情報を取得することを可能にすることを目的として電子的形態で国家産業情報システム内に作成されるもの。」；

2）第4条第2項に以下を内容とする第9項および第10項を追加する：

「9）ロシア製産業製品に対する需要の喚起；

10) 産業活動主体が、ロシア連邦領内において生産施設を設置し、ロシア連邦内で実施される技術オペレーション数を増やし、産業協力を推進し、生産される産業製品で使われるロシア製部品の割合を増加させるこの奨励。」；

3) 第6条において：

a) 第1項の：

第2号の「ロシア連邦領内での産業製品」という文言を「ロシア製産業製品」という文言に差し替える；

第10号の「ロシア連邦領内での産業製品」という文言を「ロシア製産業製品」という文言に差し替える；

第11号の「手順」という文言を「規則」という文言に差し替える；

第12号の「ロシア連邦領内での産業製品」という文言を「ロシア製産業製品」という文言に差し替え、「手順」という文言を「規則」という文言に差し替える；

第13号を以下の文言に変更する：

「13) ロシア製産業製品リストの作成および管理規則、当該リストに記載される情報の構成、そうした情報の当該リストへの記載／からの抹消手順（そうした情報の国家産業情報システムへの掲載手順を含む）、当該リストに記載された情報の提供手順を承認する；」；

以下を内容とする第16号を追加する：

「16) 産業製品デジタルパスポートの作成および利用規則、産業製品デジタルパスポートに記載される情報の構成を承認する。」；

b) 第3項において：

第6号の「ロシア連邦で生産された産業製品」という文言を「ロシア製産業製品」という文言に差し替える；

第7号を以下の文言に変更する：

「7) ロシア製産業製品リストの作成および管理を行う；」；

以下を内容とする第7号の1を追加する：

「7の1）「ロシア製産業製品」マークの見本、同マークの使用および使用終了手順を決定する；」；

4) 第14条において：

a) 第1項の「産業活動促進」という文言のまえに「産業製品の輸入代替のための条件整備を含む」という文言を追加する；

b) 第3項に以下を内容とする第6号を追加する：

「6) 国家産業情報システムの需要および同システム利用者のその改善に関する提案の考慮。」

c) 第4項に以下を内容とする第13号および第14号を追加する：

「13) ロシア製産業製品のデジタルパスポート；

14) ロシア連邦で生産される同等品、輸入代替ロシア製産業製品のない産業製品に対する需要。」；

5) 第17条において：

a) 第1段落の「ロシア連邦で生産された産業製品」という文言を「ロシア製産業製品」という文言に差し替える；

b) 第1項の「ロシア連邦領内、ロシア連邦の大陸棚およびロシア連邦の排他的経済水域で生産された産業製品」という文言を「ロシア製産業製品」という文言に差し替え、「ロシア連邦領内で生産された産業製品の輸出」という文言を「ロシア製産業製品の輸出」という文言に差し替える；

c) 第2項の「ロシア連邦領内、ロシア連邦の大陸棚およびロシア連邦の排他的経済水域で生産された産業製品」という文言を「ロシア製産業製品」という文言に差し替える；

d) 第3項の「ロシア連邦領内、ロシア連邦の大陸棚およびロシア連邦の排他的経済水域で生産された産業製品」という文言を「ロシア製産業製品」という文言に差し替える；

6) 以下を内容とする第17条の1を追加する：

「第17条の1. ロシア製産業製品リスト

1. ロシア製産業製品に対する需要喚起のためおよびロシア製産業製品の生産者に対する産業活動促進策適用のために、国家産業情報システムに掲載されるロシア製産業製品リスト（以下、本条においては「リスト」）。

2. リストの作成および管理規則、リストに記載される情報の構成、そうした情報のリストへの記載／からの抹消手順（そうした情報の国家産業情報システムへの掲載手順を含む）、リストに記載された情報の提供手順は、ロシア連邦政府によって承認される。

3. リストには、本連邦第6条第1項第2号にしたがってロシア連邦政府によって承認されたロシア製産業製品生産確認判定基準に適合する産業製品に関する情報が記載される。

4. 本条第3項に示す情報がリストに記載されたことは、ロシア製産業製品への関心の形成と支援、および当該製品の市場における販売促進のために「ロシア製産業製品」マークを使用する根拠となる。ロシア製産業製品」マークの見本、同マークの使用および使用終了手順は管轄機関によって定められる。」；

7) 第18条を以下の文言に変更する：

「第18条 ロシア製産業製品に対する需要喚起策

1. ロシア製産業製品に対する需要喚起は、本連邦法、その他の連邦法、ロシア連邦大統領の法令文書、ロシア連邦政府の法令文書に定める特異事項を踏まえ、産業の個々の分野の競争力を考慮したうえで、ロシア連邦の法令に定める形態で実施される。

2. ロシア連邦の予算体系の予算資金による資金調達の枠内で、ロシア連邦政府は、ロシア連邦の法令に定める手順により、ロシア製産業製品の優先的な購入、利用および販売に関する要求事項を定めることができる。」。

第2条

本連邦法は2024年7月1日を以て発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2023年12月25日

第658-FZ号